

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷一十二第

行發日一月八年四十正大

## 論叢

商書周書

に見はれたる政治經濟思想

法學博士

田島 錦治

公益上の免稅

法學博士

神戶 正雄

運賃論見たる繫船同盟と海運同盟

法學士

小島昌太郎

自殺統計論

法學博士

財部 靜治

## 說苑

徳川時代岡山江戸間の海運

經濟學士

黒正 巖

リカアドに於ける勞働價值法則の妥當性に就いて

經濟學士

森 耕二郎

## 雜錄

近世農村の性質

經濟學博士

本庄榮治郎

社會統計てふ名目の意義

法學學士

財部 靜治

手形交換制度の先驅としての里昂のペイマン

經濟學士 小川福太郎

物價の變動と從量稅

法學士

沙見 三郎

## 法令

漁業共、施設獎勵規則・漁業財團抵當登記取扱手續・職業紹介法施行令中の改正・關東州の生産に係る物品の輸入税の免除に關する法律・國有林野火防組合規程・預金部預金を郵便貯金に振替の件

(禁轉載)

## 手形交換制度の先驅としての

リオンのペイマン

小川 福太郎

今日存在する手形交換所の中に於て、其設立の最も古いものは、通常、倫敦の手形交換所であると稱せられてゐるが、其確かなる設立年代は明かでなく、或は千七百五十年より同七十年迄の間であるとし、<sup>1)</sup>或は千七百七十五年であるともいふてゐる。<sup>2)</sup>又、エデンバラの手形交換所は千七百六十年の設立であるといふ者もある。<sup>3)</sup>然らば是等の手形交換所に於ける手形交換の制度そのもの、起源は何處にあつたのであるか。これに就ては、遠く古代ローマの商法に於ける *Compensatio* の原理より發達したものであるといふ者もあるが、<sup>4)</sup>然し前記の倫敦及エデンバラの手形交換所の交換制度の直接の手本となつたものは、寧ろ佛國リオンの市 (*Foire*) に於け

る制度であらうと稱するものが多い。そして其リオンの市に於ける制度が廣く知られるに至つたのは、Savary の著「完全なる商人」(*Le Parfait Negociant*) の翻譯を通じて、あると稱せられてゐるのである。(註)

(註) Macleod は Bojguillebert が其著に於てリオンの市に於ては商人が貨幣を支拂をなまずして、其債務を決済することが習慣であるといつてゐることを擧げたる後に於て、「倫敦の手形交換所は、リオンの商人の此習慣と同じ勤めを銀行家に對して行ふために設立せられた」と述べ、且つ「此リオンの習慣は十六世紀に始まつたものと信ずる」といつたのであるが、然し何故に左様に信じたかの根據に就ては彼は述べてゐない。然るに *Cohn* は一論文に於て此事を指摘し、それに就て Savary の前掲書を参照せよといひ、少しくリオンの市の事を記してゐる。<sup>5)</sup>

Savary の「完全なる商人」が歐洲の多くの國語に翻譯せられることに依てリオンの市の習慣が傳へられ、英國の手形交換所の制度の手本となるに至つたものであらうといふことは *Conant* 及び *Francois* も認めてゐる。<sup>6)</sup>

然らば如何なる制度がリオンの市に於て行はれてゐたのであるか、私はそれを、幸にして見出し得たる Savary の著書(第七版、千七百十

- 1) R. W. Barnett. Clearing-System (Palgrave's Dictionary of Political Economy Vol I. 1919 p. 306)
- 2) D. Macleod. A Dictionary of political Economy Vol I. 1863 p. 436
- 3) C. A. Conant, The Principle of Money and Banking Vol. I. 1905 p. 240
- 4) C. A. Conant, op. cit. p. 239
- 5) Macleod, op. cit.
- 6) G. Gohn, Bojguillebert (Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft 1869 S. 394)

三年)に依つて記さうと思ふ。(註)

(註) Savary は千六百三十二年に生れ千六百九十年に永眠した。最初は商人であつて後に國王の所有地の徵稅請負人となつたが時の大藏卿 Fougner の不興を買つて其職を辭した其後大法官 Seignier の庇護に依て、商業法規改正審議會の一員に加はり、此會に於て重要な働きをなした。それが爲に千六百七十三年の商業法規は「Savary 法典」とも呼ばれるに至つた。千六百七十五年に至つて彼は「完全なる商人」の第一版を出したが此書は彼の生存中に既に八版を重ねた。

此書はいはゞ商人たるもの、知らなければならぬ事柄を書いたものであつて、其項目は銀行、爲替、會社、簿記法、手形、各種の商取引等に及んでゐる。其第一巻は千頁余の大冊で第二巻も七百餘頁に達してゐる。此書の書かれた時は恰もかの Colbert の時代であるから、此書物はメルカントリズムが如何に商業の方面に行はれてゐたかを知るべき貴重な一文献であらうと思はれる。

## 二

リオンは當時、歐洲爲替取引の一つの中心地であつたが、其處に一年四回の市があつた。そして其市は *payemens* と呼ばれた。それは即ち *Le payement des Rois, Le payement de Pagus, Le payement d'Aoust, Le payement de Touss-*

雜錄

手形交換制度の先驅としてのリオンの「ペイマン」 第二十一卷(第二號一三五) 二八三

*ains* の四つであつて、三月、六月、九月、十二月の各一日に初まつて何れも其月中存続するものである。リオンの銀行家及び商人は、此ペイマンに於て、歐洲の諸地方から振宛てて送付され且此のペイマンに於て支拂はるべき爲替手形の引受及び支拂を互に行ふのであるが、其方法を見るとき誠に感歎すべきものがある。Savary はいつてゐる。蓋し時としては百萬リール(Lires)の金額が一文の現金の授受をもなさずして僅か二三時間の間に支拂はれるからである。

此のペイマンは前記の四つの月の各の、祭日でないところの初日の午后二時に、リオンの市長(Prévoit des Marchands)(若し市長欠席の時は最故參の參事會員(Echevin))立會の下に、リオンの主なる商人(佛國人及び外國人)の會合によつて開始せられる。そして次の如き順序に従つて行はれる。

引受——先づ第一に行はれるものは、ペイマンに於て支拂はるべき爲替手形の引受であつ

7) C. A. Conant, op. cit. p. 240; G. François, Clearing-House (La Grand Encyclopédie Tome XI, p. 611).  
8) J. Savary, Le parfait Negociant, 7e. l. Tome I. 1713 p.p. 253-255  
9) L. Say, Nouveau Dictionnaire d'Économie politique 1896 p. 782 及び Nouveau Larousse Illustré Tome 7 p. 564 に據る

て、これが其月の第六日中迄繼續する。そして其日が終つて後に手形の所持人は其月中に引受

がなかつた場合に拒絶證書を作成せしむる事が出来るのである。此手形の引受は昔は單に口頭であつて記書ではなかつた。然し銀行家及び商人は此會合の場所へ *bilan des acceptations* と稱

する一つの小帳簿を持つて行き其帳簿へ、彼等に宛て、振出された爲替手形及び手形の所持人が彼等に呈示した爲替手形をすべて書入れた。

そして其引受といふのは其帳簿に記入した手形の傍に一の十字形を書入れるに過ぎなかつたもので、是が引受られたといふことを意味したのであつた。然し若し彼等が手形を引受るか否かを決定しようと欲するならば、或はVの字を書入れ——是は欲する事を意味する——或は引受を欲せないならばSPと書入れた——是は *soit* *provis* 即ち手形の所持人が手形の支拂期限が過ぎた後に、翌月の第三日迄の三日以内に拒絶證書を作成せねばならぬ事を意味したのであつた。然し *Savary* の時には、引受は千六百六十

七年六月の法規(*Ordonnance*)第二條に従て記書に依ることになつてゐた。

爲替相場建——次に其月の第三日には外國との爲替相場を建てる、其時には亦、市長の立會の下に會合を行ふ。

貸借簿への記入及振替決済——次に其月の第六日には貸借簿(*Bilan*)への記入及び振替決済が行はれ、其月の最終日中迄繼續する。そして其日が過ぎて後は最早何等の記帳も振替決済をも行はない、假令行はれてもそれは法規に従つて無効であらうと彼は述べてゐる。そして此記帳及び振替決済をなすために商人は、ペイマンの時期の間、午前十時に會合の場所たる *la loge de Savary* に入り同十一時半に其處を出る、此時間後は最早記帳も振替決済も行はれない。而して此記帳及び振替決済の方法は次の如くである。銀行家及び商人は會合の場所に於て彼等の貸借簿に、其貸しになつてゐるものを一方の側に其借りになつてゐるものを他方の側に書入れる。そして彼等は互に其借りになつてゐる者と

相對して貸借の振替をなし結局の債務者を定め、それを彼等の貸借簿に互に書入れる。そして間もなく貸借は振替決済せられたものと看做され、後に残るものは引受をした者の危険のみとなる。斯様にしてペイマンは行はれ、其月の終りになつて、貸よりも借りの多い者は其債務を手形の所持人に現金で支拂ふことに成る。次に此ペイマンに於て支拂はるべき引受けられた爲替手形で、此ペイマンの間に其月の最終日中迄に支拂はれなかつたものは、次の三日内に拒絶證書を作成せねばならない。而して此三日の中には祭日は包含せられない。

欠席者に對する制裁——いつも、此會合の場所で貸借簿に記入をする銀行家又は商人或は其代人が此ペイマンの間に來ないならば、其者は破産をした者と看做される。それで *Sargent* は世界中に於てリオンの於ける程容易に、商人が其財産を擲つ處は他には無い、然し又、より以上に正確に支拂をする處も他には無い、蓋し一日でも遲滯すると彼等の信用を失はしめ彼等

を破産せしむるからであるといつてゐる。

尙、斯かる振替決済の方法が行はれてゐたのは佛國に於ても當時リオンだけであつて、他の巴里、ツール、ルーエンの如き都市では爲替手形の賣買、引受、支拂は勿論行はれてゐたが其方法が同一ではなく一定のペイマンもなく、従つてリオンの如き振替決済は行はれてゐなかつたことを彼は付記してゐる。そしてリオンは千六百七十三年三月の法規に従つて、他の都市の有せざる特權を認められたのであつた。

### 三

以上記するところに依て、リオンのペイマンは、今日の如く日々手形交換をしたものではなく一定の時期に限られて居り、又銀行家のみが參加したものでなく、更に其決済方法に於ても今日と異るところはあるが、然し既に、多くの手形債權者と手形債務者が一定の場所に集つて一定時間内に相互の債權債務を帳簿上に於て決済し、結局のバランスのみを現金で授受したといふ點に於て、近世の手形交換所の制度